

質 疑 回 答 書

令和8年6月18日

吹田市水道部

工事名又は業務名 清水配水管 φ75mm～φ100mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
1	設計書	本工事の単価適用年月日に関して、当部共通代価の使用単価年月日、及び当該共通代価以外の使用単価年月日をご教示ください。また、それ以外の使用年月日がある場合は「どれどれについては令和〇年〇月」という形でご教示ください。特に『故銑B』に関しては、よくご確認のうえ、ご回答ください。	共通代価については、資材単価が「令和8年3月」、処分費が「令和7年度上半期及び令和7年度」、労務単価が「令和8年3月」単価を適用しております。また、共通代価以外については、資材単価が「令和8年4月」、土木工事市場単価及び標準単価が「令和8年4月」、資材調査単価が「令和8年度」単価を適用しております。
2	設計書	本工事の単価適用年月日をお教え下さい。	お見込みのとおりです。
3	設計書	経費年度は「令和7年度」、経費区分は「上水道」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
4	設計書	建設機械等損料表は「令和7年度」使用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
5	設計書	歩掛・経費年度は「令和7年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、損料年度は「令和7年度」と理解してよろしいでしょうか。	
6	設計書	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響あり(2)」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
7	設計書	現場環境改善費の計上の有無をご教示下さい。	現場環境改善費については、計上しておりません。
8	設計書	週休2日補正の有無をお教え下さい。	特記仕様書の「4週8休工事について」に記載のとおりです。
9	設計書	本工事の「交通誘導警備員」は、全て交替要員無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質 疑 回 答 書

令和8年6月18日

吹田市水道部

工事名又は業務名 清水配水管 φ75mm～φ100mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
10	設計書	本工事のAS塊、CO塊処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。その採用となれば、t当りの単価が公表されています。その場合は比重換算によって単価を求められているのでしょうか。ご教示下さい。	「大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(上半期R07. 8. 1適用)」を採用しております。単価の求め方はお見込みのとおりです。
11	設計書	本工事の廃路盤材処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格(R7. 4. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
12	設計書	本工事の残土処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設発生土受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	「大阪府都市整備部令和7年度建設発生土受入価格(上半期R07. 8. 1適用)」を採用しております。
13	設計書	本工事の残土処分、廃路盤材処分、AS塊、CO塊処分の運搬距離は、現場と吹田市中心地点のどちらからを採用されていますか。ご教示下さい。	吹田市中心地点からの運搬距離で積算しております。
14	設計書	発生土処分工における発生土処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
15	設計書	残塊処分工における残塊(アスファルト)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
16	設計書	残塊処分工における残塊(コンクリート(無筋))処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
17	設計書	廃路盤材処分工における廃路盤材(RC30・RM25)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
18	設計書	廃路盤材処分工における廃路盤材(HMS25・CCR25)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	

質 疑 回 答 書

令和8年6月18日

吹田市水道部

工事名又は業務名 清水配水管 φ75mm～φ100mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
19	設計書	運搬費における路面切削機は、片道運搬で積算されているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	設計書	第10号明細書にある第59号表「現場発生品(支給品)運搬工 市内指定地クレーン装置付 4～4.5t積 2.9t吊」の片道運搬距離(どこからどこまでの距離)(km)をご教示下さい。	吹田市中心地点から3.4kmの運搬距離で積算しております。
21	設計書	第99号表にある第129号表「殻運搬 舗装版破碎 機械積込(小規模土工)DID:有り 11.0km以下」の施工パッケージ構成比に当てはまる歩掛がありません。何年度の何の歩掛を採用されていますか。基準地区単価や積算地区単価は何年度何月なののでしょうか。誤謬されている場合、どのように積算すれば良いのでしょうか。ご教示下さい。「設計書のとおり積算してください。」等の回答はご勘弁ください。	「平成27年度の殻運搬 舗装版破碎 機械積込(小規模土工)DID:有り 11.0km以下の施工パッケージ」を採用しております。基準単価は平成26年4月(東京)となっております。地区単価は平成28年3月となっております。
22	設計書	第99号表にある第130号表「産業廃棄物の処分費 アスファルト 昼間 機械積込(小規模土工)」内の『ASがら投棄料(昼間)【運搬費含まない】 機械積込:小規模土工(国)』は、第129号表から推察して、吹田市の中心地から「8.0kmを超え11.0km以下」の場所にある、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用となっているのでしょうか。ご教示下さい。	「大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(上半期R07. 8. 1適用)」を採用しております。
23	設計書	第100号表にある『ASがら投棄料(昼間)【運搬費含まない】 DT10t(国) 路面切削』は、第131号表から推察して、吹田市の中心地から「11.0kmを超え12.5km以下」の場所にある、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用となっているのでしょうか。ご教示下さい。	「大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(上半期R07. 8. 1適用)」を採用しております。